

消防団応援の店制度導入委託プロポーザル実施要領

消防団応援の店制度導入委託に係る公募型プロポーザルの手続きについては、関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

1. 業務の目的

全国的な人口減少により、それに伴う消防団員減少も歯止めが利かない状況にある。地域防災力を確保するためには消防団員が必要不可欠であり、消防団員数を増加するためには、消防団員の活動の基盤となる地域と一体となった支援が不可欠である。

そこで、「栄町消防団応援の店制度」を導入し、同制度に登録した事業所から、消防団員とその家族に対して割引等の特典サービスを提供することで、事業所による消防団応援の体制を整備する。一方、事業所としても、消防団員の協力等地域への貢献により、事業所のPRにも繋がるものであり、地域住民・事業所が一体となり、消防団活動を地域一体で応援する体制を整備することで、消防団員の確保を図るものである。

2. 業務の概要

- (1) 実施主体 栄町
- (2) 委託業務名 消防団応援の店制度導入委託
- (3) 取組方針 消防団応援の店制度導入に向けた基本的な取組方針は次のとおりとする。
「栄町消防団応援の店制度」を導入し、事業所をはじめとした地域全体が様々な形で消防団を応援・支援出来る施策及び、事業者のメリット創出・生産性向上に寄与する施策を展開するもの。

(4) 業務内容

- ①栄町ホームページ内に「消防団応援の店キャンペーン」ページの作成
- ②栄町消防団PR動画の作成
- ③消防団応援の店キャンペーンチラシ、ポスター、のぼり、ステッカーの作成
- ④栄町消防本部公式SNSによる投稿強化
- ⑤「栄町消防団応援の店制度」の導入～事業所募集
- ⑥消防団応援の店をメディア・SNSで紹介
- ⑦消防団員カード等の作成（家族カードを含む。）
- ⑧防災関連イベントで、タレント起用による消防団PRステージの実施
及び地域のお祭り等で、消防団PRブースを出展
- ⑨事業の検証
 - ・フォロワー数（各ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の管理画面）
 - ・ウェブサイト訪問数（ユニークユーザー数）前年比（アクセス分析ツールを活用）
 - ・「消防団応援の店」の認知度アンケートを実施

⑩事業実施体制の構築

栄町消防本部に事務局を設置し、消防団員のほか、事業所、町内会等、町内の関係者を交えた説明会や検討会を実施し、町内関係者と連携した実施体制を構築すること。

※①～⑧については、業務目的に資する効率的かつ効果的な提案に代替可能とする。

※①～⑩の業務に関することは、委託者と協議の上、決定すること。

(5) 対象地

栄町内

(6) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(7) 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3. 契約予定者選定方法

本業務は、消防団の福利厚生を目的として、専門的な知見に基づいて課題を整理し、現実的な解決方法の提案と、その実行が求められる業務であることから、豊富な業務実績、高い実務能力及び企画提案内容を総合的に判断して適切な事業者を選定する必要がある。

そこで、選定にあたっては、プロポーザル方式による参加希望者を広く募り、書面審査とプレゼンテーションの内容により、業務の履行能力等を総合的に評価し、評価が最も優れている事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、令和6・7年度入札参加資格者名簿（委託－広告・催事（大分類））に登録されている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第121条第1項の規定による制限を受ける者でないこと
- (2) この公告の日から当該（事業）の入札期日までの間、栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 次のいずれかにも該当しない者であること
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
 - ②本件（事業）の入札の期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱（平成12年7月18日制定）第2条第1項及び第2項の措置を受けていない者
- (5) 栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者と認められていない者
- (6) 履行実績として、令和2年度以降に元請人として、国、県、又は市町村等から発注された消防団入団促進または、消防団活性化事業に関わる業務を受託し、履行完了した実績を1件以上有すること
- (7) 自社の代表者と同一人が代表を務める別法人の、参加資格を認めていないこと

5. スケジュール

番号	内容	日程
1	公募開始・提出書類の配布	令和7年7月29日(火)
2	参加表明書・資格確認申請書等 提出期限	令和7年8月8日(金)
3	参加資格審査結果通知／質問書 提出期限	令和7年8月14日(木)
4	質問書に対する回答予定期限/参加資格不適合理由提出期限	令和7年8月18日(月)
5	企画提案書・添付書類／辞退届の提出期限	令和7年8月26日(火)
6	プレゼンテーション実施予定	令和7年9月3日(水)
7	評価結果通知予定	令和7年9月8日(月)
8	契約締結予定	令和7年9月12日(金)

6. プロポーザル参加申請の方法

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 参加申請に係る書類の配布

①配布 栄町ホームページ(【URL <https://www.town.sakae.chiba.jp>】以下同じ)からダウンロードすること。

②配布期間 公募開始日から令和7年8月8日(金)

(2) 参加申請に係る提出書類

①参加表明書(様式1)

②消防団応援の店制度導入委託に係る参加資格確認申請書(様式2)

③登記簿謄本(法人)の写し(発行後3か月以内のもの)

※本社若しくは営業所等の所在地がわかるもの。

④国税及び地方税に滞納が無いことの証明書(発行後3か月以内、直近1年分、本社分のみ)

⑤財務諸表(貸借対照表、損益計算書の直近1年分)

⑥履行実績が確認できる書類(例:業務完了報告書の写し等)

※参加資格「(6)令和2年度以降に元請人として、国、県、又は市町村等から発注された消防団入団促進または、消防団活性化事業に関わる業務を受託し、履行完了した実績を1件以上有すること。」を確認するため。

(3) 提出期限 令和7年8月8日(金)

(4) 提出場所 〒270-1546 千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地の71

栄町消防本部 消防総務課 総務班

(5) 提出部数 各1部

(6) 提出方法 持参又は郵送

①持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、栄町の休日を定める条例(平成元年条例第27号)第1条第1項に規定する町の休日(以下「町の休日」という。)を除く。

②郵送の場合は、令和7年8月8日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

③郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(7) 参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和7年8月14日(木)までに書面及び電子メールにて通知する。

- ②参加資格を有しないことを通知された者は、令和7年8月18日（月）までに、任意様式により書面及び電子メールでの説明を求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として令和7年8月20日（水）までに回答するものとする。

7. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 公募開始日から令和7年8月14日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 質疑のあるプロポーザル参加者は、質問内容を質問書（様式6）に記入の上、令和7年8月14日（木）午後5時までに電子メールにて栄町消防本部消防総務課総務班の下記メールアドレス宛てに提出すること。
- ※電子メールの件名の先頭に「消防団応援の店制度導入委託プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。
- ※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回 答 公平性を保つため、質問者の名前を伏せた質問内容の回答を、令和7年8月18日（月）までに栄町ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本実要領及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
- (4) 提出先 栄町消防本部 消防総務課 総務班
メールアドレス：shoubou@town.sakae.chiba.jp

8. プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を令和7年8月26日（火）午後5時までに提出すること。なお、辞退することによって、町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- ①持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、町の休日を除く。
- ②郵送の場合は、令和7年8月26日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- ③郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
- (2) 提出場所 〒270-1546 千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地の71
栄町消防本部 消防総務課 総務班

9. 企画提案書等の作成および提出

以下により、企画提案書等を作成し、期限内に提出すること。

- (1) 提出する書類の規格はA4サイズ横書きとする
(A3サイズによる折込頁の挿入は可、図示・着色は自由)。
- (2) 企画提案書は、「企画提案書提出届」（様式3）を表紙とすること。
- (3) 提出書類及び作成要領
- ①企画提案書提出届（様式3）
ア) 提出部数は、1部とする。

②企画提案書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本1部、副本7部（コピー可）を提出すること。

イ) 【テーマ】 「消防団応援の店制度導入」

ウ) 留意事項

○PRしたいポイントや提案趣旨などを簡潔にわかりやすく記載すること。

○提案者が主体的に関与したプロジェクトの中で、消防団事業に係わった実績があれば、成功した事例と失敗した事例及び、その要因の分析を交えて説得力のある企画を求める。

○提案内容に、独自の視点にたった消防団応援の店制度導入の方策を盛り込んだ場合に優位に評価する。

③会社概要書（様式4）

ア) 提出部数は、1部とする。

④業務実績経歴書（様式5-1から様式5-5）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 事業所の業務実績（平成27年度以降）

ウ) 配置者（担当者）の実績（平成27年度以降）※担当が複数いる場合は代表者2名の実績

エ) 実績報告に記載した業務に関するテクリスの写し、または業務完了報告書の写し等を添付すること。

⑤見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(4) 提出期限 令和7年8月26日（火）

(5) 提出方法 持参又は郵送

①持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、町の休日を除く。

②郵送の場合は、令和7年8月26日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

③郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(6) 提出場所 〒270-1546 千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地の71

栄町消防本部 消防総務課 総務班

(7) その他 参加表明書（様式1）及び添付書類が期限までに到達しなかった者、又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

10. 審査

契約予定者の選定に際しては、企画提案内容を評価する機関として「消防団応援の店制度導入委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会による評価は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書とプレゼンテーション及びヒアリングを実施することにより行い、各委員の評価点の相加平均を企画提案書等の評価点とする。また、事務局において実績や見積金額の評価を行い、企画提案書等の評価点との合計をプロポーザル参加者の得点とし、最高点となったプロポーザル参加者1者を契約予定者として選定する。ただし、最高点を獲得したプロポーザル参加者が

複数ある場合は、見積価格の低いプロポーザル参加者を選定する。さらに同じ場合は、委員会の意見を参考に町長が決定する。なお、プロポーザル参加者の評価点がいずれも300点未満である場合には、契約予定者を選定しない場合がある。また、評価の過程は非公開とし、評価結果に関する質疑は一切応じない。

【審査】 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和7年9月3日（水）午前10時00分から（予定）

※詳細については、プロポーザル参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

栄町役場

(3) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ・プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各プロポーザル参加者の判断とする。なお、当日の資料追加がある場合は、各プロポーザル参加者において8部を用意すること。
- ・プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）以内とする。準備、片付けの時間は各5分とする。
- ・プレゼンテーション時にパソコン等を使用する場合は、栄町消防本部消防総務課総務班へ事前に連絡し、機器は各参加事業者で用意すること。なお、ホワイトボード、スクリーン及び延長コード等は栄町で用意する。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

『消防団応援の店制度導入委託に係る公募型プロポーザル審査表』（別紙1）参照。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知するとともに町ホームページで公表する。

1.1. 失格

プロポーザル参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、栄町の指名停止の措置を受けた場合

1.2. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、栄町は選定された契約予定者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。なお、協議が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(2) その他

本プロポーザルは、消防団応援の店制度導入に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ仕様を確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、栄町財務規則に基づき行う。

1 3. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。
- (3) プロポーザル参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で契約予定者として適当と認めた場合は、契約予定者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (7) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、プロポーザル参加者の責任において解決すること。
- (8) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (9) 評価表及び提出された企画提案書の一部等は、栄町情報公開条例(平成10年条例第25号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、同条例第8条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (10) 契約予定者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1 4. プロポーザルに関する問合せ先

栄町消防本部 消防総務課 総務班

TEL 0476(95)8980

メール shoubou@town.sakae.chiba.jp